

公 告 第 3 4 号

令和2年6月1日

リゾートトラスト健康保険組合
理事長 佐々木 征敏



組合会会議規則の変更について

標記の件、組合会会議規則の一部を以下のとおり変更しましたので、公告いたします。

規 程 変 更 書

リゾートトラスト健康保険組合規程 組合会会議規則の一部を次のように改正する。

1. 第1条を次のように改める。

第1条 組合会は、組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、組合会の開催場所に赴くことが困難である組合会議員は、テレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下、「会議システム」という。）により出席することができる。

2. 第8条として次の項目を加える。

第8条 会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由にできるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。

3. 以下、第9条以降の条数のみを繰り下げ、第30条までとする。

附 則

この規程は、令和2年6月1日から施行する。